

目 次

1	規約	
	〔1〕茨城県高等学校体育連盟弓道専門部規約	2
	〔2〕茨城県高等学校弓道競技規則	4
	〔3〕茨城県高等学校体育連盟弓道専門部表彰規定	9
	〔4〕公益財団法人全国高等学校体育連盟 弓道専門部会規約	10
	〔5〕関東高等学校体育連盟弓道専門部規約	12
2	各種大会運営要領	13
3	各係仕事内容	17
4	係の流れ	18
5	会場整備当番の仕事内容	19
6	県大会当番割当表	20
7	県大会参加心得	21
8	大会会場使用心得	22
9	国体選手心得	23
10	外部コーチの県大会参加について	24
11	緊急事態対応規定	26

1 規約

〔1〕茨城県高等学校体育連盟弓道専門部規約

茨城県高体連弓道専門部

- 第1条 本部は茨城県高等学校体育連盟弓道専門部と称する。
- 第2条 事務局を原則として委員長勤務校内に置く。
- 第3条 茨城県高等学校弓道の普及発展を図り、弓道精神の養成、射技の向上、健康増進を目的とする。
- 第4条 目的達成のために次の事業を行う。
(1)各種大会、研究会、練習会等の開催
(2)各種大会への派遣選手の選択
(3)その他、目的達成に必要な事業
- 第5条 茨城県高等学校体育連盟に加盟し、弓道専門部に登録した高等学校をもって組織する。
- 第6条 地区別に地区（県北地区・水戸地区・県東地区・県南地区・県西地区）を置き、県南地区については2ブロックに分ける。その規定は別に定める。
- 第7条 本専門部に登録した高等学校は、茨城県弓道連盟の加盟校となる。
- 第8条 役員は、部長・委員長・副委員長2名以上・書記2名・会計2名・監査2名・地区委員6名・専門委員若干名とする。ただし、必要に応じて増員することができる。副部長・顧問は必要に応じて置くことができる。
- 第9条 (1)部長は総会において推薦し、高体連会長から委嘱される。
(2)委員長は総会で選出する。
(3)副委員長・書記・会計・専門委員・監査は部長が委嘱し、総会に報告する。
(4)地区委員は各地区で1名（県南地区はブロック各1名）選出する。
(5)副部長・顧問は総会で推薦し部長が委嘱する。
- 第10条 (1)部長は本専門部を代表する。
(2)委員長は常任委員会・委員会を代表し部務を掌理する。
(3)副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
(4)常任委員会は委員長・副委員長・書記・会計をもって構成し、委員長の掌理する事項について常時参画する。
(5)委員会は常任委員・地区委員・専門委員をもって構成し、緊急事項・その他について審議し部長に報告する。
(6)書記は事務処理の任に当たる。
(7)会計は会計事務処理の任に当たる。
(8)監査は会計を監査し総会に報告する。
(9)専門委員は常任委員とともに専門的事項に当たり、必要ある場合には常任委員に準じる。
(10)副部長・顧問は重要事項に関し部長の諮問に応じる。
- 第11条 役員の任期は2ケ年とする。但し再任をさまたげない。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第12条 総会は本専門部の最高議決機関である。総会は部長が招集し、次の事項を審議決定する。
(1)事業・予算
(2)役員改選
(3)その他重要事項
定例総会は毎年4月に開催する。但し必要あるときは臨時総会を開催することができる。
- 第13条 常任委員会・委員会・専門委員会は部長が必要に応じて招集する。
- 第14条 (1)会議は過半数の出席がなければ開催することができない。委任状は認める。
(2)会議は出席者過半数の議決により決定する。但し総会の議決は本専門部に登録した各高等学校弓道部顧問教職員1名をもってする。
- 第15条 経費は茨城県高等学校体育連盟弓道専門部部費及びその他の収入でまかなう。
- 第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。
- 付 則
- 第17条 本規約は総会の議決によらなければ変更することができない。

第 18 条 各種大会の競技・審判規則・褒賞規定は別に定める。

第 19 条 本規約は昭和 48 年 2 月 9 日より施行する。

昭和53年 4 月 20 日改正

平成 4 年 4 月 16 日改正

平成 5 年 4 月 13 日改正

平成 7 年 4 月 12 日改正

平成 8 年 4 月 12 日改正

平成18年 4 月 13 日改正

令和 4 年 4 月 12 日改正

〔 2 〕 茨城県高等学校弓道競技規則

茨城県高体連弓道専門部

1 競技会および開催

(1) 茨城県高等学校弓道春季大会兼茨城県高等学校総合体育大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会（団体競技）

参加要件	種目種別	競技方法
各校男女各1チーム（5人立）	近的 男女団体	予選 各自四つ矢2回 計8射 団体計40射 上位8チームが決勝トーナメント進出。 決勝 8チームのトーナメントにより決定。1位が全国大会に出場。1位～3位が関東大会に出場。

(2) 茨城県高等学校弓道春季大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会（個人競技）

参加要件	種目種別	競技方法
地区予選を通過した個人選手	近的 男女個人	各自四つ矢3回 計12射 上位5名が関東大会に出場。

(3) 茨城県高等学校総合体育大会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会兼国民スポーツ大会茨城県大会（個人競技）

参加要件	種目種別	競技方法
高体連に登録した者	近的 男女個人	予選 各自四つ矢1回 3中以上で通過。 準決勝 各自四つ矢1回 3中以上で通過。 決勝 各自四つ矢2回 計8射 予選・準決勝と合わせた計16射で順位を決定。 上位2名が全国大会へ出場。

(4) 国民スポーツ大会弓道競技出場選手選考会（1次）

1次選考会に参加できる者は、次の**1～3**に該当する者とする。

1 以下の大会の的中数を加算し、選考会出場の基準とする。

①当該年度の関東大会地区予選会の8射4中以上（個人射詰は除く）

②当該年度の関東大会県予選会（個人）の12射6中以上（個人射詰は除く）の的中数を8射での的中数に換算したポイント数

③当該年度の全国総体県予選会（個人）の予選・準決勝が8射4中以上の的中数

④前年度県新人大会、前年度県冬季大会、当該年度関東大会県予選会（個人）、全国大会県予選会（個人）の個人入賞者にそれぞれ1ポイント加算。

⑤前年度県外大会（関東大会、全国大会、国体関東ブロック、関東個人、本国体、関東選抜、全国選抜）出場者、当該年度の関東大会（団体）出場者は、出場大会毎に1ポイント加算。

⑥⑤の大会の団体入賞者に2ポイント、個人入賞者に3ポイント加算。

（ただし、団体は予選から全ての試合に出場している選手に限る）

上記①から⑥の合計数の男女各上位15位タイの選手に1次選考会の出場権を与える。

2 1の基準に満たない選手の中で、基準相当の実力があると顧問が判断できる選手の出場も認める。ポイントの加算は1に準じ、1の①②③の基準を満たしていないポイントは0とする。

3 1次選考会の出場権を得て、当該選考会に出場する者は、2次選考会を経て本県選手として選考された場合、必ず国体へ出場しなければならない。1次選考会の出場を辞退する者は選考会前に、監督を通してすみやかに専門部へ申し出ること。また、監督・コーチは原則として選考された選手の学校の監督から選ぶ。

※ 各地区委員は関東大会地区予選会の的中を確認し、4中以上の者の氏名を朱線で囲んだ総合記録原本を事務局へ送付する。

参加要件	種目種別	競技方法
上記 1～3 に該当する者	近的 遠的	各自近的四つ矢 2 回（立射） 計 8 射 遠的四つ矢 2 回（立射・的中制） 計 8 射 各自のポイントに的中数を加算した合計ポイント上位 15 位タイの選手を 2 次選考会進出とする。

(5) 国民スポーツ大会弓道競技出場選手選考会（2次）

参加要件	種目種別	競技方法
1 次選考会を通過した者	近的 遠的	各自近的四つ矢 3 回（坐射） 計 12 射 遠的四つ矢 3 回（立射・得点制） 計 12 射（得点合計を 5 分の 1 にし、最大 24 ポイントに換算する） 各自のポイントに 1 次選考会の的中数と 2 次選考会の的中数を加算した合計ポイントを算出。上位者のうちから射技・体配を含め、関係顧問および専門部役員の協議により、選手 3 名、補欠 3 名程度を決定する。なお、補欠は原則として 1・2 年生より選考する。

(6) 茨城県高等学校弓道個人選手権大会兼関東高等学校弓道個人選手権大会茨城県予選会

参加要件	種目種別	競技方法
高体連に登録した者	近的 男女個人	予選 各自四つ矢 1 回 男女共 2 中以上で通過。 準決勝 各自四つ矢 1 回 男子 3 中女子 2 中以上で通過。 決勝 四つ矢 3 回計 12 射 決勝 12 射の的中数により、総合の部男女各 12 位までと、1 年生の部男女各 5 位までを決定する。1 年生の部で予選通過者が 5 名を下回った場合は、通過者のみで順位を決定する。

(7) 茨城県高等学校弓道新人大会兼関東高等学校弓道選抜大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道選抜大会茨城県予選会

参加要件	種目種別	競技方法
男女共地区予選を通過したチーム（3 人立）及び、地区予選を通過した個人選手	近的 男女団体 近的 男女個人	団体 予選 各自四つ矢 2 回計 8 射団体 24 射の的中数で上位 8 チームが決勝トーナメント進出。 決勝 8 チームによるトーナメントにより決定。 1 位が全国選抜大会に出場。1 位～3 位が関東選抜大会に出場。 個人 団体予選の 8 射がこれを兼ねる。1 位・2 位が全国選抜大会に出場。1 位～5 位が関東選抜大会に出場。

(8) 茨城県高等学校弓道冬季大会

参加要件	種目種別	競技方法
各校男女 1 チーム（5 人立） 団体の部にエントリーできない学校に限り 2 名の個人参加を認める	近的 男女団体 近的 男女個人	団体 各自四つ矢 2 回 計 8 射 団体 40 射の的中数で順位決定。 上位 2 校（関東開催の場合 3 校）を東日本弓道大会に推薦する。 個人 団体予選の 8 射がこれを兼ねる。

地区大会

上記(2)の地区予選会について

各自四つ矢2回 計8射 8射4中以上が県大会の出場権を得る。

上記(7)の地区予選会について

①各地区に県大会出場枠を設け地区代表校を決定する。

各自四つ矢2回 8射 団体24射で行う。

県大会出場枠は、高体連弓道専門部に年度当初登録した男女の各数を基本に、各地区学校数の2分の1(端数は四捨五入)とする。各地区学校数が年度途中に増減した場合でも変更はしない。

②出場枠に、標準記録を付け足す。

男子24射11中以上、女子24射10中以上のチームは地区代表校の他に県大会の出場権を得る。

③チーム編成ができない個人出場選手の中で8射6中以上の者に限り、県大会の個人出場権を得る。

2 競技会参加資格

(1)茨城県高等学校体育連盟弓道専門部規約第5条の生徒に限る。

(2)4月2日現在19才未満の者。

(3)学校長及び学校医の出場許可を得たもの。

(4)茨城県高等学校弓道新人大会および冬季大会には3年生の出場を認めない。

3 競技

(1)行射は立射とする。(ただし、国体選手2次選考会は坐射)

(2)第1番射手より各々順序に従って行う。前の射手より先に射離したときの矢は無効とする。但し弦切れ、その他の事故があったときは審判員の指示に従う。

(3)第3控から第2控に移動する際にいない選手は、「その立」に限り失権とする。そのため団体の人員に欠員を生じた場合はそのまま団体とする。

(4)競技時間の制限

時間は本座において係の「始め」の合図に始まり、最後の射手が射終わるまでの時間とする。

ア 3人立の場合、12射の行射の制限時間を6分以内とし、6射の行射の制限時間を3分30秒以内とする。

イ 5人立の場合、20射の行射の制限時間を7分以内とする。

ウ 弦切れ、その他の事故が生じてても時間の延長はしない。

エ 本鈴と同時に発射した矢は無効とする。

(5)近的は36cm震的を使用し、射距離は、28mとする。但し決勝の場合は24cm的を使用することができる。

(6)遠的は1m得点的を使用し、射距離は60mとする。的心は地上97cmとする。

(7)競射は射詰による。但し遠近法による場合もある。

4 選手の交代

(1)立順の変更は認めない。

(2)選手の交代は下記により認める。

ア 1チーム3名の場合、補欠は1名で選手の交代は受付の際と競技開始後との2回認める。交代後の補欠は申込書に記載した選手であること。

イ 1チーム5名の場合、補欠は2名で受付の際1回、競技開始後2回認める。

①受付時2名交代した時は、交代後の補欠は申込書に記載した選手であること。

②受付時1名交代した時は、交代後の補欠は申込書に記載した選手と他1名であること。

ウ 競技開始後の交代は、出場30分前までに本部に届出ること。

エ 行射した選手の再出場は認めない。

オ 競射時における交代は認めない。

5 表彰

- (1) 茨城県高等学校弓道春季大会兼茨城県高等学校総合体育大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会（団体競技）
団体 3位まで表彰
- (2) 茨城県高等学校弓道春季大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会（個人競技）
個人 5位まで表彰
- (3) 茨城県高等学校総合体育大会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会兼国民スポーツ大会茨城県大会（個人競技）
個人 6位まで表彰
- (4) 茨城県高等学校弓道個人選手権大会兼関東高等学校弓道個人選手権大会茨城県予選会
総合の部 12位まで表彰
1年生の部 5位まで表彰
- (5) 茨城県高等学校弓道新人大会兼関東高等学校弓道選抜大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道選抜大会茨城県予選会
団体 3位まで表彰
個人 5位まで表彰
- (6) 茨城県高等学校弓道冬季大会
団体 3位まで表彰
個人 3位まで表彰

6 弓具

- (1) 選手は競技に必要な弓具を持参すること。同一団体または同一の立においては、弓具の共用はできない。従って替えの弓・矢及び弦等を持参すること。
- (2) 照準・目印等を付けた弓及び矢は、使用してはならない。

7 道場内の心得

(1) 選手

- ア 選手は道場内においては審判員または、係の指示により行動すること。
- イ 選手は必要な物以外道場内に持ち込まないこと。替弦等は監督にあずけ、汗ふき、汗止粉等は目立たないように持参してもよい。

(2) 服装

競技の服装は次の通り、各学校で統一するものとする。

- ア 弓道衣・袴・足袋（いずれも単色無地）を使用すること。
- イ 弓道衣がない場合、学校指定の制服またはジャージでもよい。
- ウ 靴下を着用する場合は学校指定のもの、または白・黒・紺の無地のものとする。
- エ 出場する選手は校名入りゼッケンを右腰前につけること。ただし、ゼッケンの左端が体の中央になるようにする。
- オ 鉢巻を使用する場合は、無地で長さは肩までとする。なお、校名・校章・氏名・番号に限り入れてもよいが場所は鉢巻の端とする。
- カ アンダーシャツを着用する場合は白・黒・紺の単色無地のものとし、それ以外の色を使用する場合は各学校で統一すること。襟付き・ハイネックは、不可とする。
- キ 男子の胸当ての使用は認めないが、道着の下に装着する事までは咎めない。
- ク 髪飾りやピアス等装身具の使用を禁止する。

(3) 監督（教職員または、当該高校生）

- ア 監督は選手と共に道場に入退場すること。
- イ 監督は道場内の所定の場所に位置すること。
- ウ 監督は道場内において、審判員または、係の許可なく自由に行動してはならない。
- エ 監督は主審に「あたり」「はずれ」の異議の申し立てをすることができる。異議の申し立ては矢を抜き取る前にすること。
- オ 監督は審判員または、係より指示のあった場合は選手に迷惑をかけないよう速やかに処置すること。

8 競技審判規定

- (1) 審判員は主審1名、副審1～2名をもって構成し同時に審判にあたる。なお、進行係及び看的係は審判員を兼ねる。但し、都合により人員を増減することがある。

- (2) 審判員の指示には必ず服さなければならない。服さないときは退場させられることがある。その場合、チームまたは当該選手は失格とし、すべての矢は無効とする。
- (3) 目付けの付いた弓を使用した場合、当該選手は失格とし、すべての矢は無効とする。
- (4) 「あたり」「はずれ」およびその他の規定は、公益財団法人全国高等学校体育連盟 弓道専門部競技規則による。
- (5) 同中競射の場合、1本目は替矢を使用する。

9 競技会申込方法

(1) 県大会

- ア 規定の申込書に選手および、引率者を記載し提出すること。(3人立の場合は2名、5人立の場合は3名以上でもチームとして認める)
- イ 〆切りは、原則として競技会の10日前必着とする。
- ウ 申込先は別に定める。

(2) 地区大会

- ア 規定の申込書に選手および、引率者を記載し提出すること。
- イ 〆切りは、競技会の7日前必着とする。
- ウ 申込先は別に定める。

10 付則

- (1) 茨城県高体連弓道専門部規約第3条に違反した場合は、委員会において協議し出場を認めない場合もある。
- (2) 受付は、引率者が行う。引率者のいない学校は原則として出場を認めない。
- (3) 本規則の改廃は、総会の決議によらなければならない。
- (4) 昭和48年2月9日施行
昭和50年4月22日改正
昭和57年4月23日改正
平成元年4月14日改正
平成3年4月16日改正
平成4年4月16日改正
平成10年4月17日改正
平成16年4月12日改正
平成17年4月12日改正
平成18年4月13日改正
平成19年4月12日改正
平成20年4月14日改正
平成21年4月14日改正
平成24年4月13日改正
平成25年4月15日改正
平成26年4月14日改正
平成28年4月13日改正
平成29年4月13日改正
平成31年4月10日改正
令和2年4月13日改正
令和5年4月10日改正
令和6年4月12日改正

〔3〕 茨城県高等学校体育連盟弓道専門部表彰規定

茨城県高体連弓道専門部

- 1 趣旨
在学中、特に活躍した者に、その功をたたえ、もって弓道専門部の振興に寄与せしめる。

- 2 対象
(1) 国体関東ブロック大会に、2回以上出場した者。
(2) 国体秋季大会に出場した者。

- 3 選考法
弓道専門部委員会において選考する。

- 4 備考
表彰は卒業年度内とする。

- 5 付則
平成5年4月13日制定

〔4〕公益財団法人全国高等学校体育連盟 弓道専門部会規約

第1章 名 称

第1条 本専門部会は公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部（以下専門部）と称する。

第2章 目 的

第2条 本専門部は公益財団法人全国高等学校体育連盟の規約に基づき、公益財団法人全日本弓道連盟と提携し、高等学校弓道の普及と健全なる発達を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本専門部は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の競技に関する審議会の開催。
- (2) 全国大会及び地域大会に関する事項の審議ならびに執行。
- (3) 公益財団法人全日本弓道連盟ならびに各都道府県弓道連盟との連絡。
- (4) 用具の斡旋。
- (5) その他の本専門部の目的達成に必要な事項。

第4章 組 織

第4条 本専門部は公益財団法人全国高等学校体育連盟規約第6条によって組織する。

第5条 本専門部は各都道府県高等学校体育連盟弓道専門部をもって組織する。

第5章 役 員

第6条 本専門部に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 部長 | 1名 |
| (2) 副部長 | 若干名 |
| (3) 委員長 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局員 | 若干名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) ブロック代表委員 | 各ブロック1名 |
| (8) 専門委員 | 各都道府県1名 |
| (9) 会計監査 | 2名 |
| (10) 顧問・参与 | 若干名 |

第7条 各役員の選出方法および役員の役割は次のとおりとする。

- (1) 部長、副部長は常任委員会により推薦し、専門委員長会で推挙、公益財団法人全国高等学校体育連盟理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
部長は本専門部を代表し、会務を統括する。
副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
- (2) 委員長は、常任委員会により推薦し、専門委員長会の承認を得て選出する。
委員長は部長を補佐し、専門委員会において指導的役割を果たす。
- (3) 事務局長、会計は、常任委員会により推薦し、専門委員長会の承認を得て選出する。
- (4) ブロック代表委員は、各ブロックの専門委員の互選により選出する。
ブロック代表委員は、各ブロックを統括し、部長・副部長・委員長・事務局長・事務局員・会計とともに常任委員として本部会の会務を執行する。
- (5) 専門委員は、各都道府県高等学校体育連盟弓道専門部委員長とする。
- (6) 会計監査は、常任委員により推薦し、専門委員長会にて報告する。
- (7) 顧問・参与は、専門委員長会の総意により推薦する。
顧問・参与は、重要事項に関して専門委員長会の諮問に応じる。

第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠によって就任した

役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 委員会の構成・役割

第9条 本専門部に次の委員会をおく。

- (1) 専門委員長会
- (2) 常任委員会
- (3) 各種委員会

第10条 各委員会の構成・役員は次のとおりとする。

- (1) 専門委員長会は、部長・副部長・委員長・各都道府県高等学校体育連盟弓道専門部委員長により構成する。
専門委員長会は、公益財団法人全国高等学校体育連盟理事長の承認を得て部長がこれを招集し、本専門部の重要事項を審議する。
- (2) 常任委員会は、部長・副部長・委員長・事務局長・事務局員・会計・ブロック代表委員で構成する。常任委員会は、会務を執行し、また、専門委員長会で審議する事項の原案を作成する。
- (3) 各種委員会は、必要に応じて常任委員会の中におくことができる。
各種委員会の委員は、常任委員会および専門委員長会の中より、部長が委嘱する。
各種委員会は、常任委員会より委嘱された会務を執行し、また、常任委員会で審議する事項の原案を作成する。

第11条 会議において採決を要する事項は、出席者の過半数以上の賛成によって決定する。

第7章 会計

第12条 本専門部の経費は公益財団法人全国高等学校体育連盟・公益財団法人全日本弓道連盟の補助金・公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部加盟登録費ならびに寄付金をもってあてる。

第13条 本専門部の予算ならびに決算は専門委員長会の議を経て、公益財団法人全国高等学校体育連盟理事会の承認を得なければならない。

第14条 会計年度は公益財団法人全国高等学校体育連盟規約に準ずる。

第8章 事務局

第15条 本専門部の事務処理遂行のため、事務局をおく。

第16条 事務局は、事務局長の勤務する学校におく。

第17条 事務局長は、本専門部の事務全般を司る。
事務局は事務局員を若干名おくことができる。

附 則

この規約は昭和31年9月6日より実施する。

昭和45年11月1日改訂

昭和59年8月11日改訂

平成8年3月31日改訂

平成14年8月1日改訂

平成18年8月6日改訂

平成26年8月6日改訂

令和4年8月5日改訂

〔 5 〕 関東高等学校体育連盟弓道専門部規約

昭和36年6月16日制定

昭和45年6月 3日改訂

- 第1条（各組織）本部は関東高等学校体育連盟弓道専門部と称し、関東高体連に加盟する高等学校を以って組織する。
- 第2条（事務員）本部の事務所は委員長所属の学校内に置く。
- 第3条（目的）全国高体連の精神に基づき弓道技術の向上をはかり、あわせて普及振興ならびに学徒体力向上とスポーツ精神の涵養に資するを目的とする。
- 第4条（事業）前条の目的達成のために下記の事業を行う。
- 1 関係団体と緊密な連絡をとり行事運営に関与する。
 - 2 各種弓道大会ならびに技術講習会の開催。
 - 3 本部会の運営の円滑を期するため年1回以上委員会を開く。
 - 4 その他必要な事項。
- 第5条（役員）本部に下記の役員を置く。
顧問若干名・委員長1名・副委員長2名
- 第6条（委員長）顧問は委員会において推薦する。委員長は本弓道専門部を統括する。顧問は委員長の諮問に応ずる。
- 第7条（副委員長）副委員長は関東大会開催県並に次年度開催県の委員長と本弓道専門部の一般業務処理の任に当たる。
- 第8条（会計委員）会計委員は常任委員の内1名がこれに当り、本弓道専門部の会計事務の処理にあたる。
- 第9条（常任委員）常任委員は委員長ならびに副委員長とし、本弓道専門部常務を処理する。
- 第10条（委員）各弓道専門部の代表者とする。
- 第11条（任期）委員以外の役員の任期は2ケ年とする。但し重任を妨げない。
- 第12条（会議）委員会は必要に応じて委員長之を招集し役員の決定、事業計画等重要事項を審議する。
- 第13条（会計）本弓道専門部の経費は関東高体連より配当された予算、その他をもってこれにあてる。
会計年度は関東高体連会計年度に同じ。

2 各種大会運営要領

1 各大会共通の事項

- (1) 競技は茨城県高等学校弓道競技規則（必携P 4）に則って行う。
 (2) 個人競技における選手の配置について
 最後尾の選手が（各射場で）1人になることを避け、射場を空けないように配置する。

ア 5人立ち

人数	第1射場	第2射場	第3射場
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	4	2	
7	5	2	
8	5	3	
9	5	4	
10	5	5	
11	5	4	2
12	5	5	2
13	5	5	3
14	5	5	4

イ 3人立ち（4射場）

人数	第1射場	第2射場	第3射場	第4射場
2	2			
3	3			
4	2	2		
5	3	2		
6	3	3		
7	3	2	2	
8	3	3	2	
9	3	3	3	
10	3	3	2	2
11	3	3	3	2

ウ 3人立ち（5射場）

人数	第1射場	第2射場	第3射場	第4射場	第5射場
2	2				
3	3				
4	2	2			
5	3	2			
6	3	3			
7	3	2	2		
8	3	3	2		
9	3	3	3		
10	3	3	2	2	
11	3	3	3	2	
12	3	3	3	3	
13	3	3	3	2	2
14	3	3	3	3	2

(3) 団体競技の同中競射について

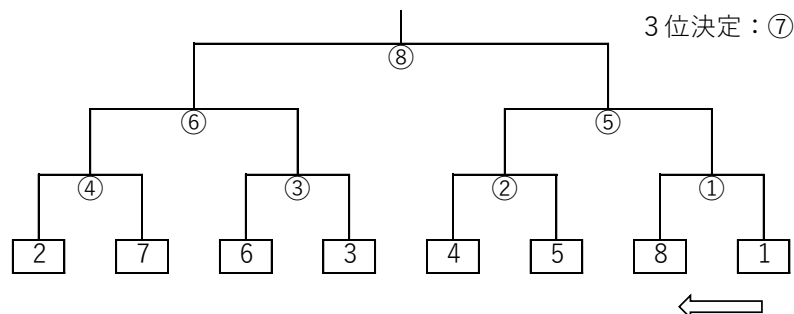
ア 決勝進出チームを決定する場合および団体の順位を決定する場合

- ① 第1射場から順に、射場を空けないようにチームを配置する。
- ② 選手は矢を4本持って入場し、替矢は監督が持つ。ただし、同中のチームが多い時は、矢を1本持って入場し、残りの矢は監督が持つ。
- ③ 1射終わるごとに本座に戻る。ただし、同中のチームが多い時は、一旦射場の外に出るよう指示することがある。

- ④ 競射 5本目は替矢を使用する。監督は替矢を選手に渡す。
- イ 決勝トーナメントおよび決勝リーグの場合
- ① 競射 1本目は、替矢を使用する。監督は替矢を選手に渡す。
- ② 1射終わるごとに本座に戻る。
- ③ 競射 2本目以降は、進行係の指示に従い監督が一本ずつ選手に渡す。
- (4) 個人競技 射詰競射について
- ア 第1射場の1の立から順に選手を配置する。
- イ 選手は矢を4本持って入場し、替矢は監督が持つ。ただし、選手が多い時は、矢を1本持って入場し、残りの矢は監督が持つ。
- ウ 1射終わるごとに本座に戻る。ただし、選手が多い時は、一旦射場の外に出るように指示することがある。
- エ 射場に設置した的と同数以下になった場合は、持的で射詰競射を継続し、最上位決定まで続ける。また、的中を逃した選手は、順次退場して招集所に待機する。
- オ 射詰の5射目以降は、直径24cm星的を使用する。的替えのため、4射目終了後選手を一旦退場させ、立順を詰めて持ち的で競技を継続していく。9射目は、替矢を使用する。
- (5) 個人競技 遠近競射について
- ア 最上位および代表選手決定後は、遠近競射法によりその他の順位を決定する。
- イ 各射場の第1的を使用する。
- ウ 異なる射場で同時に順位決定戦を行うことができる。
- エ 一つの的での遠近競射を原則とするが、10名以上で行う場合、射詰競射を行い人数を減じてから遠近競射を行うことがある。
- (6) 個人競技 競技順について
- 個人戦における競射の競技順は次のとおりとする。
- 出場枠の決定→優勝決定→順位決定（下位から）

2 茨城県高等学校弓道春季大会兼茨城県高等学校総合体育大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会（団体競技）

- (1) 射場 予選 5人立 3射場
決勝 5人立 2射場
- (2) 射数 予選 各自四つ矢2回 計8射 団体40射 上位8チームが決勝トーナメント進出
決勝 各自4射 団体20射によるトーナメント戦
- (3) 表彰 団体3位まで表彰（県高体連、県スポーツ協会より）
- (4) 代表枠 関東大会出場権 男女各3校
全国大会出場権 男女各1校
- (5) 競技順 予選の的中順に下図1～8とする。同的中のときは立順が早いものを若い番号とする。



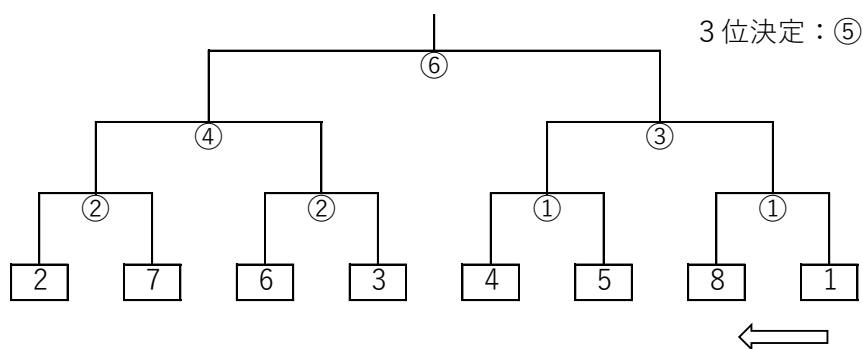
3 茨城県高等学校弓道春季大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会（個人競技）

- (1) 射場 3人立 4射場
- (2) 射数 各自四つ矢3回 計12射
- (3) 表彰 個人5位まで表彰（県高体連より）
- (4) 代表枠 関東大会出場権 男女各5名
- (5) 競技順 代表枠決定（射詰） 1位決定（射詰） 他の順位（遠近、下位から）

- 4 茨城県高等学校総合体育大会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会兼国民スポーツ大会茨城県大会（個人競技）
- (1)射 場 3人立 5射場
- (2)射 数 予 選 各自四つ矢1回 3中以上で通過
準決勝 各自四つ矢1回 3中以上で通過
決 勝 各自四つ矢2回 計8射 予選・準決勝と合わせた計16射で順位を決定
- (3)表 彰 個人6位まで表彰（県高体連、県スポーツ協会より）
- (4)代表枠 全国大会出場権 男女各2名
- (5)競技順 代表枠決定（射詰） 1位決定（射詰） 他の順位（遠近、下位から）
- 5 国民スポーツ大会弓道競技出場選手選考会
（主催：茨城県弓道連盟 主管：茨城県高体連弓道専門部）
- (1)射 場 1次選考会 近的3人立（立射）4射場、遠的3人立（立射）2射場
2次選考会 近的3人立（坐射）2射場、遠的3人立（立射）2射場
- (2)射 数 1次選考会
近的四つ矢2回 計8射、遠的（的中制）四つ矢2回 計8射
ポイント上位15位タイまでが2次選考会へ
2次選考会
近的四つ矢3回、計12射、遠的（得点制・得点合計を5分の1にし、最大24ポイントに換算）四つ矢3回、計12射
- (3)表 彰 なし
- (4)代表枠 合計ポイント及び協議により男女各3名を選手、3名程度を補欠とする
- (5)競技順 2次選考会立順は1次選考会時の立順の順
- 6 茨城県高等学校弓道個人選手権大会兼関東高等学校弓道個人選手権大会茨城県予選会
- (1)射 場 3人立、5射場
- (2)射 数 予 選 四つ矢1回、男女共2中以上通過
準決勝 四つ矢1回、男子3中女子2中以上通過
決 勝 四つ矢3回、計12射の総的中数により決定
- (3)表 彰 総合の部12位まで、1年生の部5位まで表彰（県高体連弓道専門部より）
- (4)代表枠 関東個人大会出場 男女共総合順位12位まで
- (5)競技順 1)総合の部 代表枠（射詰）
2)総合の部 1位（射詰）
3)総合の部 2位以下の順位決定（遠近、下位から）
4)1年の部 1位（射詰）
5)1年の部 2位～5位（遠近、下位から）
- 7 茨城県高等学校弓道新人大会兼関東高等学校弓道選抜大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道選抜大会茨城県予選会
- (1)射 場 予選・トーナメント1回戦 3人立、4射場
トーナメント2回戦から 3人立、2射場（第2・第3射場を使用）
- (2)射 数 予選 各自四つ矢2回、計8射・団体24射の的中数で上位8チームが決勝トーナメント進出
決勝 各自4射、団体12射のトーナメント戦
- (3)表 彰 団体の部3位まで、個人の部5位まで表彰（県高体連より）
- (4)代表枠 全国選拔出場権 団体 男女各1校
個人 男女各2名
関東選拔出場権 団体 男女各3校
個人 男女各5名
- (5)競技順 1)団体決勝トーナメント出場チーム決定
2)個人 代表枠決定（射詰）全国選抜、関東選抜の順
3)個人 1位決定（射詰）
4)個人 他の順位（遠近）

5) 決勝トーナメント

予選の的中順に次図1～8とする。同的中のときは立順が早いものを若い番号とする。



8 茨城県高等学校弓道冬季大会

- (1) 射 場 5人立、3射場
- (2) 射 数 各自四つ矢2回、計8射、団体40射の的中数で順位決定
- (3) 表 彰 団体個人ともに3位まで表彰（県高体連より）
- (4) 代表枠 上位2校（関東開催の場合3校）を東日本大会出場に推薦する
- (5) 競技順 1) 団体順位決定（1位から3位へ）
2) 個人順位決定（1位決定から）

3 各係仕事内容

1 招集

- (1) 出場選手の名前を確認し、立順通りに着席させる。(第3控まで)
- (2) 第3控から第2控に移動する際にいない選手は、「その立」に限り失権とし、その旨を全体に報告する。
- (3) 選手のゼッケン(学校名)を確認し、つけていない場合はつけさせる。
- (4) 第3控で弓具点検を行う。

2 進行係(射場入場まで)

- (1) 射場入場から退場までの進行を掌握する。
- (2) 行射が最も早い射場の1手終了時点で、第2控を第1控(射場内)に進める。

3 進行係(射場内進行)

- (1) 最低、2射場につき1人の進行係を配置し、主進行を1人配置する。
- (2) 矢取り開始後、第1控に「起立」・「始め」の号令をかける。
- (3) 「弦切れ」・「失」の場合
 - ア 「弦切れ」の場合、その選手より弓を受け取り、監督(介添)に渡し、弦を張った後、選手に渡す。
 - イ 「失」の場合は、行射終了後に介添に矢を持って帰らせる。
- (4) 監督(介添)から異議申し立てがあった場合は、直ちに看的係に的中確認の連絡をする。
- (5) 「始め」の合図と同時に計時を開始し、制限時間の30秒前に予鈴を、制限時間に本鈴を鳴らす。制限時間を超過した後に的中した矢について、取り扱いをアナウンスする。

4 記録係

- (1) 各射場の記録係
 - ア 選手の行射1本毎に、看的係の出す的中表示を見て、各射場記録簿に的中の場合は「○」、はずれの場合は「×」を記入する。その際、看的表示板も確認する。
 - イ 「？」表示や異議申し立てがあった場合、看的係の出す表示に従って○×を射場記録簿に記入する。
 - ウ 的中数を確認した後に、各射場毎に的中数を総合記録係に報告する。
(『第○射場、1番○中、2番○中、3番○中』)
- (2) 総合記録係
 - ア 立ちの最後の選手の弦音で「確認お願いします」、的中確認終了後「結構です」の放送を入れる。
 - イ 各射場の記録係からの的中数の報告を受け、総合記録簿に記入する。

5 看的係

- (1) 的・失を確認し「○」「×」「？」を表示する。特に、はき矢の場合に注意する。(地面にバウンドして的中にあたった場合、表示は『×』である。) 的・失がはっきりしない場合は、「？」を表示する。
- (2) 全射場の行射終了後、「？」表示並びに異議申し立ての該当する的中の所へ行き確認して的中数を表示する。また、看的表示板も適合するよう正しい表示に直す。

6 矢取り係

- (1) 全射場行射終了後、係生徒に矢取りの指示を出す。

4 係の流れ

1 看的（的前係）

- (1) 的中を判定（掃き矢に注意）。
- (2) 看的表示板を確認。
- (3) 「?」、「的中確認要請」が出た場合、行射終了後、必ず2名で的前で確認する。
訂正がある場合には、看的表示板を訂正する。
「?」の場合は、矢取り生徒が入る前に的前まで出る。

2 記録（総合記録係）

立ちの最後の選手の弦音で「お願いします」、確認終了後「結構です」の放送を入れる。
「?」が出た場合「○射場○番○本目、確認願います」の放送を入れる。
「的中異議申立」は進行係で対処。

3 進行（主進行）

- (1) 矢取り開始後、「起立、始め」の号令をかける。
- (2) 計時の「停止・再開」を指示する。
- (3) 同一射場内での追い越し射はその矢に限り「無効(×)」となる。→ 記録・看的に連絡。放送を入れる。
「失」も同様に進行で対処する。
- (4) 「的中異議申立」が出た場合「○射場○番○本目、確認願います」の放送を入れる。

4 招集

第3控で「弓具点検」を専門委員と一緒に行う。

5 会場整備当番の仕事内容

1 会場準備

- (1) 近的場倉庫（高体連倉庫）のカギを、武道館事務室から借用する。
- (2) カギの開錠を武道館事務室に依頼する（道場内控え室2ヶ所・看的場2ヶ所・椅子の倉庫・遠的場の計6ヶ所）。
- (3) 道場の床のモップがけ、テーブルの上の清掃。
- (4) 第1控用椅子・介添用椅子・記録係用テーブルと椅子・立位置表示板の設置。
- (5) 第2控・第3控の作成
- (6) 塚（あづち）整備を行い、的を掛ける（射場の仕切りも設置）。
- (7) 遠的場で巻藁練習ができるように準備する。
- (8) 看的表示板を設置する。
- (9) 看的係（教員用）の椅子・テントを設置する。
- (10) 的中数表示板、矢拭きを用意する。
- (11) 前大会に使用した的を張る（試合終了までに高体連倉庫に戻す）。

2 試合終了後

- (1) 使用したテーブル・椅子等の片付け（道場内）。
- (2) 的・看的表示板・的中数表示板を高体連倉庫に戻し、塚を整備する。
- (3) 遠的場の清掃。
- (4) 看的係（教員用）椅子を看的場へ、テントを高体連倉庫へ片付ける。

3 閉会式終了後

- (1) 射場清掃（スリッパが残っていたら玄関へ片付ける）。
- (2) 職員控室・生徒控室の清掃。
- (3) 矢取り用サンダルの整理（2ヶ所）。

6 県大会当番割当表

会場整備

年度	県総体(団体)	県春季(個人)	県総体(個人)	県個人	県新人	県冬季
6	水戸	県東	県南A	県南B	県西	県北
7	県東	県南A	県南B	県西	県北	水戸
8	県南A	県南B	県西	県北	水戸	県東
9	県南B	県西	県北	水戸	県東	県南A
10	県西	県北	水戸	県東	県南A	県南B
11	県北	水戸	県東	県南A	県南B	県西
12	水戸	県東	県南A	県南B	県西	県北
13	県東	県南A	県南B	県西	県北	水戸

矢取り・看的

年度	県総体(団体)	県春季(個人)	県総体(個人)	県個人	県新人	県冬季
6	県南 (県西)	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)
7	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)	県南 (県西)
8	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)	県南 (県西)	県北・県西 (県南B)
9	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)	県南 (県西)	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)
10	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)	県南 (県西)	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)
11	県東・水戸 (県南A)	県南 (県西)	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)
12	県南 (県西)	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)
13	県北・県西 (県南B)	県東・水戸 (県北)	県北・県西 (県東)	県南 (水戸)	県東・水戸 (県南A)	県南 (県西)

顧問役割分担

年度	記録	看的	進行・招集
6・7	水戸・県東	県南	県北・県西
8・9	県南	県北・県西	水戸・県東
10・11	県北・県西	水戸・県東	県南
12・13	水戸・県東	県南	県北・県西
14・15	県南	県北・県西	水戸・県東

7 県大会参加心得

弓具、服装およびゼッケンについては全国高等学校体育連盟弓道競技規則第13条から第15条を参照のこと。特に次の点に注意すること。

1 弓具・補助具等について

- (1)大会でトラブルにならないよう、事前に点検・修理を行うこと。
- (2)矢摺籐は隙間がないように巻くこと。矢摺籐が完全に切れている場合は巻き直すこと。
- (3)矢摺籐と握り皮の間が広くあいている場合は、矢摺籐もしくは握り皮を巻き直すこと。
- (4)矢摺籐は籐頭から6cm以上とする。照準は認めない。
- (5)危険防止のため、矢束ぎりぎりの短い矢は用いないこと。
- (6)伝統的な押し補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押し手にはその他のものを付けてはならない。
- (7)サポーターの使用は肘のみ認める。色は、白・黒・紺・ベージュとする。
- (8)手首を固定する機能のある補助具（テーピング、サポーター等）は、けが・故障の場合でも認めない。

2 服装について

- (1)アンダーシャツを着用する場合は白・黒・紺の単色無地のものとし、それ以外の色を使用する場合は各学校で統一すること。襟付き・ハイネックは、不可とする。
- (2)男子の胸当ての使用は認めないが、道着の下に装着する事までは咎めない。
- (3)髪飾りやピアス等の装身具類は着用しないこと。
- (4)腕などへの書き込みは禁止する。
- (5)弓道衣の袖をまくったり、折り曲げたりする行為は禁止する。
- (6)髪が肩に掛かる場合は結ぶこと。髪が右ほほにかかる場合は耳にかけること。ヘアピンを使用する場合は、華美でなく数量も必要最小限にとどめること。
- (7)介添えの服装は原則として選手と同等とする。

3 ゼッケンについて

選手は必ず校名ゼッケンを右腰前に付けること。ただし、ゼッケンの左端が体の中央になるようにする。

4 替矢・替弦について

替矢・替弦を持参すること。同中競射の場合、1射目は替矢を使用する。

5 第3・第2控・入退場について

- (1)不必要な発声や立ち歩くなど、他の選手の迷惑・妨害となる行為は厳に慎むこと。
- (2)第3控から第2控に移動する際にいない選手は、「その立」に限り失権とする。
- (3)滑り止めスプレーや濡れた布等を使用して足袋を濡らすような行為は禁止する。
- (4)退場口付近で立ち止まらないこと。

6 補助員について

補助員は、男子の大会には男子、女子の大会には女子を連れてくることを原則とする。ただし、生徒係分担（矢取り・看的）のための人数が足りない場合に限り、異性の補助員を連れてくることを認める。

7 その他

弓道競技規則などに関して特別な事情がある場合は、顧問を通じて大会本部に申し出ること。

8 大会会場使用心得

- 1 各校（各自）靴用のビニール袋を用意すること。
靴の盗難防止に留意し、廊下・控え室に直におかないこと。
- 2 貴重品は各学校で管理し盗難防止に努めること。
- 3 素足や上履きなどで外へは出ないこと。
- 4 ゴミは必ず持ち帰ること。
- 5 トイレのサンダルは次の人のために履きやすいようにそろえて脱ぐこと。
- 6 生徒は備え付けの外履きを使用しないこと。
矢取りや応援で外に出るときは、各自の靴を使用すること。
- 7 写真・動画撮影には十分配慮し、フラッシュ撮影は行わないこと。
- 8 壁や柱を使って弓を張らないこと。
- 9 弓具の間違いや忘れ物をしないこと。
- 10 廊下に物を置かないこと。
- 11 使用施設以外には立ち入らないこと。
- 12 開館時、玄関からの駆け込み入館は厳禁とする。
- 13 館内施設設備品を丁寧に使用すること。
- 14 無断でコンセントを使用しないこと。
- 15 控え室・観覧席は譲り合って使用すること。荷物等で場所取りをしないこと。

9 国スポ選手心得

1. 国スポ選手としての自覚

- (1) 選手は監督を信頼し、他人の言動に惑わされない。
- (2) 節度ある行動をとり、国スポ選手としての自覚と誇りを持つ。
- (3) 選手としての自覚を失ったり、努力を怠っている者は、選手として失格である。
- (4) 頑張りとは真剣さを失わない。
- (5) 意欲的に練習に取り組む（自発的に練習に参加する）。
- (6) 疑問・不安等は監督に伝え、選手同士では話し合わない。
- (7) 自分の意志をはっきりと伝える。
- (8) 時間の厳守（5分前にはすべて完了し、次の行動に移れること）。

2. 行射における心得

- (1) 常に試合の雰囲気で行射し、乱射を慎む。
- (2) 「中てる弓」ではなく「中たる弓」を引く。
- (3) 「狙い」「口割り」「胸弦」「矢束」を常に意識・確認する。
- (4) 失敗を恐れず、常に「見せる射」を引く。
- (5) 中たらない時、「照れ隠し」をしない。

3. 弓具管理について

- (1) 弓具の貸し借りは絶対にしない。
- (2) 他人の弓具には無断で触らない。
- (3) 試合・練習前後に弓具の確認を必ず自分で行う（矢の本数・筈・中仕掛け等）。

<具体的点検事項>

ア 弓について

弓の強さ・張り顔・引き成り・出入り・弓把の高さ

イ 弦について

弦の重さ・弦輪の大きさ・矢番えの位置・中仕掛けの太さ・替弦(3本)・種類(品名)

ウ 矢について(6本組が望ましい)

矢束・矢の曲がり・筈溝の幅や深さ(中仕掛けとフィットすること)・矢尻・替筈と替矢尻(近的用、遠的用共に数個)

エ かけについて

湿気を避ける(かけ袋等の利用)・下がけをこまめに替える・弦枕の位置や深さ・かけ紐(結び目の位置、結ぶ強さ)

4 その他

- (1) 健康管理に留意する（食事・睡眠・用便等）。
- (2) 毎日日誌をつける。
- (3) チームワークを重んじ、和をつくる（自分勝手な行動はしない）。
- (4) 事故ある時は、監督にすぐ連絡する。

10 外部コーチの県大会参加について

- 1 ここでいう外部コーチとは、年度当初の当専門部への学校登録時に当該校長が認め登録した者とする（追加登録を認める）。
- 2 外部コーチを県大会に参加させようとする学校は、その都度校長より遅くとも大会参加申込締切日までに別紙様式により弓道専門部長あて申請する。申請があった外部コーチについては専門部役員会で協議の上認めることができるものとする。
- 3 申請のあった外部コーチの大会参加を認めた場合は、当専門部は大会時に各校顧問に通知する。
- 4 コーチは承認を受けた該当校の技術指導にあたる。顧問は大会講習会等への生徒引率責任をコーチに預けられない。大会運営は顧問が担当する。
- 5 承認された外部コーチは大会参加にあたって下記条項を遵守すること。
 - (1) 当専門部の競技運営の遵守。
 - (2) 監督は各校顧問であり、コーチは監督代行ができない（また、監督はその責任をコーチに譲渡できない）。
 - (3) コーチは部員引率はできない。顧問代理での受付は認めない。また選手変更等の手続きは顧問を通して行う。
 - (4) 巻藁練習場での指導は可。弓道場内（含控え室）での観覧・指導は禁止。
 - (5) 該当学校弓道部員以外の部員への指導助言声掛け等の禁止。
 - (6) 専門部の用意するコーチ証を付ける。大会終了時返却。
 - (7) 指導中の事故は速やかに該当顧問及び専門部へ連絡対応のこと。
 - (8) 各大会での注意連絡事項は顧問より必ず連絡を受け遵守のこと。また、顧問は必ずコーチに伝達のこと。
 - (9) 当専門部への質疑については、顧問を通して連絡のこと。
- 6 上記条項を守れないときは退場もあり得る。

外部コーチの県大会参加申請書

令和 年 月 日

茨城県高等学校体育連盟弓道専門部長殿

高等学校長

職印

下記の者、本校弓道部外部コーチとして貴専門部主催大会への参加を申請します。

(※別紙 外部コーチ 委嘱状の写し1部添付)

(※参加申請書は大会毎に提出)

記

- 1 氏 名 _____ (男 ・ 女)
- 2 現 住 所 _____
- 3 連 絡 先 (電話) _____
- 4 大 会 名 _____
- 5 参加日時 令和 年 月 日 () 日 () 日 ()

【外部コーチ遵守事項】

- ア 当専門部の競技運営の遵守。
- イ 監督は各校顧問であり、コーチは監督代行ができない。
(また監督はその責任をコーチに譲渡できない)
- ウ コーチは部員引率はできない。顧問代理での受付は認めない。また選手変更等の手続きは顧問を通して行う。
- エ 巻藁練習場での指導は可。弓道場内(含控え室)での観覧・指導は禁止。
- オ 該当学校弓道部員以外の部員への指導助言声掛け等の禁止。
- カ 専門部の用意するコーチ証を付ける。大会終了時返却。
- キ 指導中の事故は速やかに該当顧問及び専門部に連絡対応のこと。
- ク 各大会での注意連絡事項は顧問より必ず連絡を受け遵守のこと。また顧問は必ずコーチに伝達のこと。
- ケ 当専門部への質疑については、顧問を通して連絡のこと。
- コ 上記条項を守れないときは退場もあり得る。

11 緊急事態対応規定

茨城県高体連弓道専門部

大会が、天候（台風・雷雨等）・地震・交通機関不通（事故・遅延・運行停止等）・伝染病などにより中止・延期にせざるを得ない場合の処置について、以下のような対応をする。

いずれかを選択し、各校に通知する。

1 大会当日実施前・数日前などに判断を下す場合

(1) 可能な限り実施日を変更する。

(2) 大きな会場が使えない場合（実施日を変更する際に6人立ち射場しかとれない場合）

ア 茨城県高等学校弓道春季大会兼茨城県高等学校総合体育大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会（団体競技）
地区大会での上位3校により、関東大会及び全国大会に出場する学校を決定。

5人立 四つ矢2回 計40射

イ 茨城県高等学校弓道春季大会兼関東高等学校弓道大会茨城県予選会（個人競技）
地区大会での入賞者（上位3名）により、関東大会に出場する5名を決定。

3人立 四つ矢3回 計12射

ウ 茨城県高等学校総合体育大会兼全国高等学校弓道大会茨城県予選会兼茨城県民総合体育大会兼国民スポーツ大会茨城県大会（個人競技）

関東大会個人出場者を集め、全国大会に出場する2名を決定。

3人立 四つ矢4回 計16射

エ 茨城県高等学校弓道個人選手権大会兼関東高等学校弓道個人選手権大会茨城県予選会
全国大会県予選の個人決勝進出者により、関東個人本戦に出場する選手を決定。

四つ矢3回 計12射

オ 茨城県高等学校弓道新人大会兼関東高等学校弓道選抜大会茨城県予選会兼全国高等学校弓道選抜大会茨城県予選会

地区大会での上位3校、入賞者（上位3名）により、全国選抜大会及び関東選抜大会に出場する団体・個人を決定。

団体 3人立 四つ矢2回 計24射

個人 3人立 四つ矢2回 計8射

カ 茨城県高等学校弓道冬季大会

中止する。東日本大会への推薦は次のとおりとする。

2校推薦の場合：新人大会で1位・2位の学校

3校推薦の場合：新人大会で1位・2位・3位の学校

(3) (1)・(2)が実施困難な場合、大会そのものを中止する。

県外大会への出場権は、その前に実施した直近の大会の入賞校・入賞者を推薦する。

※中止の場合、専門部事務局から各地区委員長へ連絡。地区委員長から各校顧問へ通知。

当日未実施で中止の場合は、午前6時までに事務局から各地区委員長へ連絡、その後は同様。

2 大会実施中の場合

(1) 可能な限り実施日を変更する。

ア 予選時に中止の場合

それまでの記録は破棄される。

イ 予選が終了し、決勝のみ未実施の場合

決勝進出校・進出者のみ日時を設定し、学校道場等確保可能な場所で後日実施する。

決勝途中の記録は破棄される。（個人も同様）

(2) 日程上も会場確保も無理な場合。

1の(3)と同様の扱いとする。

※雷雨・豪雨時など進行を一時中断し、選手監督を退避させ、状況を見て続行判断する場合もある。

3 付則

平成 21 年 4 月 14 日制定

平成 26 年 4 月 14 日改訂

平成 29 年 4 月 13 日改訂

令和 2 年 4 月 13 日改訂

令和 6 年 4 月 12 日改訂